



新型コロナウイルス感染症5類移行

5月8日から 変わる あれこれ

いよいよ新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類」に変わります。それに伴い、学校での対応にも変更がありますので、お知らせします。

① 感染した時の出席停止期間が変わる

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

これまで7日間とされていた出席停止期間が短縮されます。ただし、ウイルスの排出があると考えられている期間（発症後10日間）はマスク着用が推奨されています。

POINT！

- ★「症状が軽快」とは・・・解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状（咳など）が改善傾向にあること。
- ★ 日数の数え方は、「発症した日・症状が軽快した日を0日目」とし、翌日から起算する。（下記参照）
- ★ 新型コロナウイルス感染症で出席停止になった場合、これまでと同様「治癒証明書」等の提出は不要。

例	発症日	発症後5日間（出席停止）					発症後5日経過			
	発症後10日間（マスク着用推奨期間）									
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	10日目	
発症後3日目に症状軽快										
	← 症状軽快 →					← 登校OK! →				
発症後5日目に症状軽快										
	← 症状軽快 →					← 登校OK! →				

② 濃厚接触者の自宅待機はなくなる

「濃厚接触者となった児童生徒は出席停止」としている対応を取りやめる

同居家族やマスクなしで長時間過ごした相手の感染が判明したとしても、出席停止を求められることはありません。しかし、発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理に登校せず自宅で療養したり、受診したりするようにしましょう

POINT！

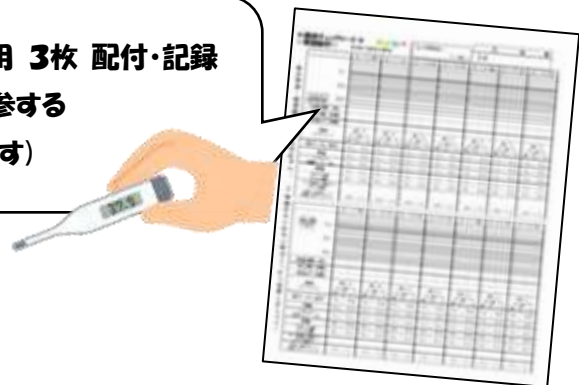
- ★衛生管理マニュアル(2023.5.8 改訂)では、「発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は出席停止とする。」という文言が削除されました。出席停止に係る質問がありましたら、学校までご連絡ください。

これからも続ける感染症予防あれこれ

①毎日の検温・健康記録 ～ 旅行に向けて体調管理 ～

ウイルスが消滅したわけではないことや各学年の旅行が5月末・6月初旬に予定されていることを踏まえ、自己の健康管理を目的に登校前の毎朝の検温・健康観察の記録は継続していきます。発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理に登校せず自宅で療養したり、受診したりするようにしましょう。修学旅行実施後の毎朝の検温・健康観察の記録については再度お知らせします。

これまでは・・・家庭記録用、登校後記録用、土日部活用 3枚 配付・記録
これからは・・・1枚のみ配付・記入 家庭で記入し、持参する
(旅行に向けた体調管理記録用となります)



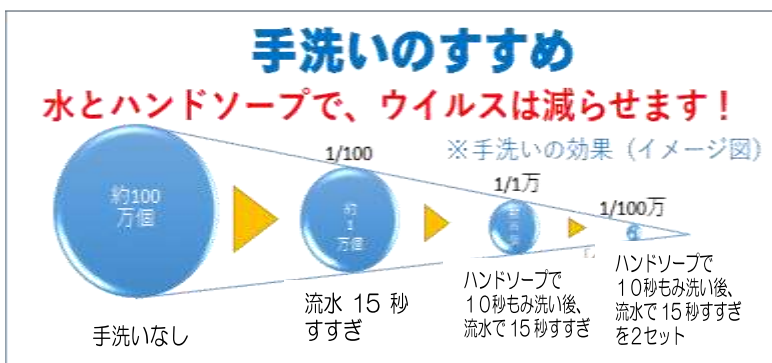
②ハンカチ・マスクの用意

感染状況や場面（健康診断や給食配膳時、感染症流行時など）によっては、学校でマスク着用をお願いすることもあります。カバンにはマスクの予備を用意しておきましょう。また、手洗いをした後に清潔なハンカチやタオルで手が拭けるよう準備しましょう。



③手洗い・咳エチケット・換気

これらの感染症対策は、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症予防にもつながります。今後も石けんを使ったこまめな手洗いや、咳エチケットを心がけましょう。また、学校でも教室等の換気を継続していきます。



厚生労働省ホームページより